

第9章 適切な価格転嫁の実現に向けた取組

第1 概説

公正取引委員会は、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底等を行うとともに、特別調査等を通じた独占禁止法等の執行強化に努め、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者についてその事業者名を公表するなど、従来にない取組を講じてきた。当委員会は、引き続きコスト上昇局面における価格転嫁の問題に対しては、独占禁止法の優越的地位の濫用や下請法の買いたたき、減額等に該当する事案について、積極的な執行を進め、「適切な価格転嫁」を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させるよう、関係省庁と連携して取組を進めていくこととしている。

○取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14039453/www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html



第2 独占禁止法の執行強化

1 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施

公正取引委員会は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取組の一環として、令和4年1月26日に、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、令和4年2月16日、当委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&A（以下「独占禁止法Q&A」という。）に、後記①又は②に該当する行為（以下「独占禁止法Q&Aに該当する行為」という。）が、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

その後、独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等を把握するため、令和4年度に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」を、令和5年度に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和5年度調査」という。）を実施した。

令和5年度調査の結果等を踏まえ、令和6年度においては、令和5年11月29日に内閣官房と公正取引委員会の連名で策定・公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁交渉指針」という。）に基づく発注者・受注者の行動をフォローアップすることにより、労務費の転嫁円滑化の進捗状況を把握するとともに、引き続き独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案に対する実態等を把握するため、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和6年度調査」という。）を実施し、令和6年12月16日に結果を取りまとめ、公表した。

具体的には、令和6年6月に、調査対象業種43業種の事業者11万名に対する書面調査及び令和5年度調査において注意喚起文書の送付対象となった8,175名に対するフォローアップ書面調査を実施した。これらの書面調査を踏まえて立入調査を369件実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた事業者6,510名及び労務費転嫁交渉指針に沿った行動を採らなかった事業者9,388名に注意喚起文書を送付した。また、同年5月から、令和5年度に事業者名公表の対象となった事業者10名に対するフォローアップ調査を実施し、当該10名による価格転嫁円滑化の取組状況を公表するとともに、当該10名における今後の価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明した。

さらに、令和5年度に引き続き、令和5年11月8日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」に基づき、令和6年度調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者に対して、その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等による個別調査を実施した。当該個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者3名については、令和7年3月14日、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表した。

（詳細については後記を参照のこと。）

○令和6年12月16日公表「「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html



○令和7年3月14日公表「「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果を踏まえた事業者名の公表について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14139804/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250314_kakakutenka.html



2 荷主と物流事業者との取引に関する調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を行っている。当委員会は、荷主3万名、物流事業者4万名を対象とした書面調査をそれぞれ実施し、さらに、コスト上昇分の協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について、荷主121名に対する立入調査を実施し、令和5年度に開始した荷主と物流事業者との取引に関する調査の結果を取りまとめ、令和6年6月6日に公表した。当委員会は、同調査において、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主573名に対し、注意喚起文書を送付した。

(詳細については令和6年6月6日報道発表資料「令和5年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について」を参照のこと。)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240606_buttokuchousakekka.html



令和6年度においても、荷主と物流事業者との取引に関する調査を実施しており、令和6年10月18日に荷主を対象とした調査票を3万通送付し、令和7年1月31日に物流事業者を対象とした調査票を4万通送付した。

3 労務費転嫁交渉指針の周知徹底

公正取引委員会は、労務費転嫁交渉指針について、事業者向けの説明会を実施したほか、中小企業向けのプッシュ型広報・広聴企画の実施や、啓発動画の作成、テレビ・ラジオCMでの広告等、同指針の周知を進めてきた。令和6年11月からは、政府広報と連携した広報も実施した。

また、公正取引委員会は、全国で開催された「地方版政労使会議」のうち、44都道府県の会議に参画し、労務費転嫁交渉指針の周知を実施した。

さらに、公正取引委員会は、令和5年に受注者が匿名で情報提供できる「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」を設置し、労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を広く受け付けており、令和6年度は160件の情報が寄せられた。

第3 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底等

1 下請法運用基準の改正

公正取引委員会は、労務費転嫁交渉指針等を踏まえ、下請法上の買いたたきの解釈・考え方が更に明確になるよう、令和6年5月27日、下請法運用基準の改正を行った。

(詳細については令和6年5月27日報道発表資料「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について」を参照のこと。)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240527_unyou.html



改正後の下請法運用基準の内容については、解説動画を公開するとともに、下請法の講習会等の機会を通じて周知徹底を図っている。

2 手形等が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準等の変更

公正取引委員会は、令和6年4月30日、「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」(令和6年4月30日官房審議官通知)を策定し、また、「一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」(昭和60年12月25日取引部長通知)及び「電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」(平成21年6月19日取引部長通知)を改正し、手形、一括決済方式又は電子記録債権(以下「手形等」という。)を下請代金の支払手段として用いる場合のサイトの基準について、業種を問わず60日にするとともに、親事業者がこれを超える長期の手形等を支払手段として用いる場合、割引困難な手形(一括決済方式又は電子記録債権の場合は支払遅延)に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し指導することとし、令和6年11月1日から運用を開始した。

また、指導基準等の変更に伴い、公正取引委員会及び中小企業庁の連名で、サプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮について、それぞれ関係する事業者団体や省庁等に要請した。

さらに、新たな指導基準等の運用開始に当たり、公正取引委員会及び中小企業庁の連名で、令和6年度に実施した下請法に基づく定期調査において、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っており、かつ、現金払への変更や手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はないとした親事業者約700名に対し、令和6年11月1日以降に手形等により下請代金を支払う場合には、手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める注意喚起を行った。

(詳細については後記を参照のこと。)

○令和6年4月30日公表「「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」の発出について」

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240430_tegata.html



○令和6年10月1日公表「手形等のサイトの短縮について」

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241001_tegata.html



3 相談対応及び情報収集の実施

公正取引委員会では、全国の相談窓口において、下請法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和6年度においては、下請法に関する相談1万7883件、優越的地位の濫用に関する相談5,073件の合計2万2956件の相談に対応した。また、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を通じ、フリーダイヤル経由でも電話相談に対応した。さらに、中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を実施した。

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年に中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、買いたたき等の違反行為が疑われる親事業者に関する情報を受け付けている。令和6年度は、当委員会に対して876件の情報が寄せられた。

4 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

(1) 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。令和6年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

(2) 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、公正取引委員会及び経済産業省は、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。令和6年度においては、関係事業者団体約1,700団体に対し、令和6年11月15日に要請を行った。

(詳細については令和6年11月15日報道発表資料「下請取引の適正化について」を参照のこと。)

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/241115/nenmatuyousei.html>



(3) コンプライアンス確立への積極的支援・下請取引等改善協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、①下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習、②下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした事例研究を中心とした応用的な内容に関する応用講習、③業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習、④事業者団体が開催する研修会等への出講を実施している。令和6年度においても、これらの取組を実施した。

また、公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和6年度においては、下請取引等改善協力委員から、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇に伴う下請代金の見直し等について意見聴取を行った。

(4) 「出張！トリテキ会議」

公正取引委員会は、「取引改善のススメ」をテーマとして、労務費転嫁交渉指針の活用を推進するため、全国各地の商工会議所や中小企業団体中央会等の協力の下、「出張！トリテキ会議」（取引適正化推進会議）と称する中小事業者団体向けの広報・広聴企画を全国各地で開催している。令和6年度においては、本件企画を24件実施した。